

鳥取市文化ホール使用料

1. ホール使用料

区分		時間					
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時
A	平日	4,320円	8,640円	11,880円	12,960円	20,520円	24,840円
	土曜日・日曜日・休日	5,400円	9,720円	14,040円	15,120円	23,760円	29,160円
B	平日	6,480円	11,880円	15,120円	18,360円	25,920円	32,400円
	土曜日・日曜日・休日	7,560円	14,040円	17,280円	21,600円	31,320円	38,880円
C	平日	10,800円	18,360円	23,760円	28,080円	41,040円	50,760円
	土曜日・日曜日・休日	12,960円	21,600円	29,160円	32,400円	50,760円	60,480円

備考

- 1 ホールの使用料は、ホワイエ及び出演者控室の使用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを使用する場合又は出演者控室のみを使用する場合の使用料は、次項の表に定める額とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で使用する場合をいう。
- 4 営利目的で使用する場合において、使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額（以下この表において「基本使用料」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本使用料に加算した額とする。
 - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
 - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、使用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合の使用料は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本使用料の1時間当たりの使用料の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰り上げて使用する場合の使用料は、1時間につき、基本使用料（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して使用する場合の使用料は、1時間につき、基本使用料（午後6時～午後10時）の5割の額とする。
- 7 練習又は準備等のため舞台のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 8 附属設備等の使用料は、別に規則で定める額とする。
- 9 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2. 文化ホール練習室等使用料

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1時間を単位として使用する場合	
							午前9時～午後6時	午後6時～午後10時
練習室(1)	1,620円	2,160円	2,700円	3,670円	4,750円	6,260円	1時間につき540円	1時間につき680円
練習室(2)	1,180円	1,620円	2,050円	2,700円	3,560円	4,750円	1時間につき400円	1時間につき500円
練習室(3)	640円	750円	1,080円	1,290円	1,720円	2,370円	1時間につき220円	1時間につき270円
出演者控室(1)	430円	540円	640円	860円	1,080円	1,510円	1時間につき150円	1時間につき160円
出演者控室(2)	430円	540円	640円	860円	1,080円	1,510円	1時間につき150円	1時間につき160円
出演者控室(3)	320円	430円	540円	640円	750円	1,080円	1時間につき110円	1時間につき140円
ホワイエ						2,700円	1時間につき220円	1時間につき270円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増の額とする。
- 3 附属設備等の使用料は、別に規則で定める額とする。